

風評の影響の払拭に向けた取組について

令和7年4月
消費者庁

1. 「風評に関する消費者意識の実態調査」の実施（消費者庁）

被災地の農林水産物等について、消費者が買い控え行動をとっている理由等を継続的に調査し、今後のリスクコミュニケーションを始めとする各般の風評被害対策等の取組推進に役立てることを目的として、平成25年2月から継続的に実施している。

2. 食品と放射能に関するQ & A集の作成・配布・Web掲載（消費者庁）

食品等の安全性や放射性物質に関する消費者の疑問や不安の解消を促進するため、関係府省の協力を得ながら「食品と放射能Q&A」（詳細版、ミニ版）を作成、毎年改訂している。

3. イベント・セミナー等における情報発信

- 関係府省庁と連携し、伊東内閣府特命担当大臣、有識者及び生産者等で被災地で生産された食品の現状やこれからについて座談会を行うとともに、その内容を新聞にて発信。
- 食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、経済産業省と連携し、一般向け意見交換会、大学生を対象とした意見交換会及び親子向けイベントにおいて、食品中の放射性物質に関する情報提供を実施。
- 食品安全に関する消費者等の相談窓口となる地方公共団体の消費生活部局、保健衛生部局及び農林水産部局の職員が食品中の放射性物質及びALPS処理水に関する科学的に正確な情報に基づく相談対応を行うことができるよう、研修会を実施。

※ 福島県との共催（主催：福島県）の取組：
福島県内の消費者等が開催する勉強会へ専門家を派遣する「食と放射能に関する説明会」などへの共催。

「風評に関する消費者意識の実態調査」の概要

○放射性物質を理由に購入をためらう食品の産地
※産地を気にする理由として「放射性物質の含まれていない食品を買い換えたいから」と回答した者に対し、購入をためらう産地を尋ねたもの

